

第3期 網走市環境基本計画

2024～2033年度

——はじめに——

私たちのまち網走は、オホーツク海に面し、湖や森などの美しい自然に囲まれています。そして、私たちは、その豊かな自然の恵みを受けて暮らしてきました。

しかし、近年国内外で地球温暖化による気候変動の影響が各所で見られており、2050年の脱炭素社会の実現に向けたエネルギーの創造・蓄電・省力化といった大きな課題から、ごみの減量化や処分をはじめとする身近な日常生活に至るまで、私たち一人ひとりが環境との関わりを考えて環境負荷を軽減していくことが急務とされています。



このような背景の中で、平成14年（2002年）に制定した「網走市環境基本条例」に基づき、平成16年（2004年）に「網走市環境基本計画」を策定し、計画期間を10年として運用してまいりました。本取り組みを踏まえ、平成26年（2014年）には「第2期網走市環境基本計画」を策定し、このたびそれに続く「第3期網走市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、今日の環境に関する状況、課題を幅広く的確に把握し、「オホーツクの海、美しい川・湖、豊かな緑、澄んだ空気を守り育てる環境意識の高い市民がいきいきと暮らすまち・網走」を将来の望ましい環境像として、5つの基本目標を掲げ、市民、事業者、市の連携と協力によって推進していくための指針を定めたものであり、今後、皆様の一層のご理解とご協力をお願いするものです。

最後に、この計画の策定に当たりまして、熱心なご審議をいただきました網走市環境保全審議会委員の皆様をはじめ、市民アンケートなどで貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

令和6年（2024年）3月

網走市長 水谷 洋一

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象地域	2
4 計画の期間	3
5 これまでの網走市の取組	3
6 計画と地球温暖化対策の関係	5
7 計画とSDGsの関係	6
第2章 望ましい環境像	7
1 将来像	8
2 基本目標	9
第3章 基本目標ごとの施策と行動	11
1 ゼロカーボンで持続可能なまち	12
2 資源が循環するまち	15
3 人と自然が共生するまち	18
4 空気と水がおいしいまち	22
5 網走の文化と環境意識が根付いたまち	25
第4章 計画の推進に向けて	31
1 計画の進め方	32
2 推進体制	32
3 進行管理	32
第5章 資料編	33
1 網走市環境基本条例	34
2 策定の経過	40
3 環境アンケート結果	41
4 現況データ	49
5 環境基準	52



写真：フラワーカーテン「はな・てんと」

第1章 計画の概要

1 計画の目的

今日の環境問題は、ライフスタイルの変化に伴い、地球温暖化の進行による気候変動の影響や、廃棄物の増大、身近に迫る野生動物問題など、身近な部分から地球規模の問題に至るまで多様化し、それぞれの問題が複雑に結びついています。

現在および将来の市民が健全で恵み豊かな環境で暮らせるように、市民、事業者、市が協力して行動する必要があります。

網走市では、環境問題への取り組みの基本的な方向性を具体的に示すため、環境政策の推進にあたって最も基本となる環境基本計画を、環境基本条例（平成 14 年（2002 年）3 月施行）第 8 条の規定により定めています。

2 計画の位置づけ

環境基本計画は、市が行う環境政策の最も基本的な方向性を示す計画で、環境政策に関する最も上位に位置づけられる計画です。

環境に配慮した生活・生産スタイルへ転換するため、市民、事業者、市がどのような行動をとるべきかをまとめています。

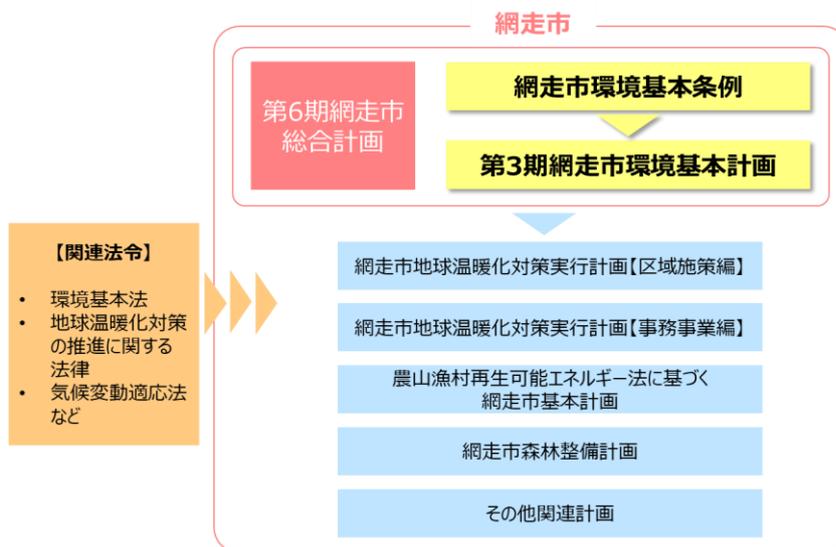


図 1-1 計画の位置づけ

3 計画の対象地域

対象地域は、国立公園等も含めて、基本的に網走市全域としますが、広域的な対応が必要とされる場合には、それに相応する地域も含めるものとします。

4 計画の期間

環境基本計画は、概ね 10 年後を見据えた計画であり、計画期間は令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）とします。

また、今後の環境や社会の変化に対応するため、計画期間の中間年に計画の見直しを行います。

5 これまでの網走市の取組

平成 14 年（2002 年）に制定した「網走市環境基本条例」に基づき、平成 16 年（2004 年）に「網走市環境基本計画」を策定しました。10 年後となる平成 26 年（2014 年）3 月に「第 2 期網走市環境基本計画」を策定し、これまで取り組んできたところです。

第 2 期計画では、5 つの基本目標ごとに市の施策の方向を定め、取組として掲げた施策について、実施状況を毎年確認しながら取り組んできました。計画の中間年度である平成 30 年度（2018 年度）には、計画策定以降に実施された新たな取り組みや社会情勢の変化に対応するため、現行計画の見直しを行いました。

第 2 期計画の策定以降、網走市を取り巻く状況は大きく変化し、地球温暖化対策をめぐって、脱炭素（ゼロカーボン）の流れが加速しています。国は令和 2 年（2020 年）10 月に「2050 年カーボンニュートラル宣言」、北海道は令和 2 年（2020 年）3 月に国に先んじて「ゼロ・カーボン北海道」を宣言しました。

網走市でも、カーボンニュートラルに向けて、令和 4 年（2022 年）4 月に、再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素排出量を削減することを目的に、自治体新電力となる「あばしり電力株式会社」を設立し、令和 5 年（2023 年）4 月より太陽光発電事業を開始しています。また、令和 5 年（2023 年）3 月には「網走市地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定しています。

こういった状況を踏まえて、令和 5 年（2023 年）6 月 13 日の網走市議会第 2 回定例会において、2050 年温室効果ガス排出量を実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けては、循環型社会の形成の視点も重要です。網走市では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化の推進、リサイクルセンターや最終処分場の整備を進めるとともに、平成 16 年度（2004 年度）にはごみ処理の有料化の実施、資源ごみの分別収集の拡充など、ごみの適正処理とリサイクルの推進を図ってきました。

表 1-1 第 2 期網走市環境基本計画における施策の方向

基本目標		個別目標		施策の方向	
No	内容	No	内容	No	内容
1	安心して暮らせる、住み心地のよいまち	1	澄んだ空気とおいしい水の確保	1	大気環境の保全の推進
				2	水環境の保全の推進
		2	生活環境の汚染の監視と防止	1	生活環境の汚染の監視
				2	生活環境の汚染の防止
2	人と自然が共生するまち	1	網走湖に象徴される多様な自然環境の適切な保全と創造	1	水環境の保全
				2	森林環境の保全と育成
				3	生態系の保全
		2	人が自然とふれあう環境の創造	1	親水性をもった水辺づくり
				2	動植物とふれあう機会づくり
		3	環境保全型産業の推進	1	環境に配慮した農業
				2	環境に配慮した林業
				3	環境に配慮した漁業
		3	やすらぎがあり、心の豊かさを育むまち	1	緑豊かなまちの形成
2	まちの緑化の推進				
2	歩きたくなる美しい街並みの形成			1	歩きたくなる街並みづくり
				2	まちを大切に作る心の育成
3	モヨロの文化を育んだ網走の歴史と文化の継承			1	網走の歴史と文化を伝える建物と資料の保全
				2	伝統文化の学習と次世代への継承
4	地域を活かした循環型社会の構築	1	資源循環システムの構築	1	ごみの減量化の推進
				2	再利用、再資源化システムの構築
		2	省エネルギーの推進	1	無駄なエネルギー消費の削減
				2	エネルギー負荷の少ない商品の選択
		3	クリーンなエネルギーの開発と利用の推進	1	網走の地域性を活かしたエネルギー利用の推進
		5	一人ひとりの環境意識が高いまち	1	環境学習の推進
2	網走の自然を活かした環境学習の機会づくり				
3	網走の自然を活かした環境学習の拠点の整備				
2	環境情報の公開			1	環境情報の収集と公開
3	地球環境に配慮した一人ひとりの行動の実践			1	地球環境に配慮した生活
				2	国際協力
4	市民活動の支援と広域ネットワークの形成			1	市民活動の支援と人材の育成
				2	市民、事業者、市の連携（パートナーシップ）
				3	広域的な市町村の連携

6 計画と地球温暖化対策の関係

地球温暖化対策として、網走市は、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています（令和5年（2023年）6月）。

地球温暖化対策を進めることは、様々な環境課題解決のための柱となります。

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の両方が必要とされています。

人間の活動に由来する二酸化炭素の排出量を削減するための対策は、「緩和策」と呼ばれます。省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入だけでなく、ごみの削減、森林の整備なども幅広く関係します。

一方、既に地球温暖化によって現れている影響や避けることのできない影響への対策は、「適応策」と呼ばれます。洪水危機管理など災害への備えや、熱中症・感染症対策、農作物等への対策、生態系の保全などが関係します。

環境基本計画で示す様々な施策も、地球温暖化対策、すなわち「緩和策」や「適応策」の両方につながっています。

あばしり環境こらむ ゼロカーボンって何？

CO₂などの温室効果ガスの排出量を削減して、森林などによる吸収で埋め合わせすることで、排出量を実質ゼロにすることです。

平成30年（2018年）に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」では、産業革命以降の世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に実質ゼロとすること（ゼロカーボン）が必要とされています。



7 計画と SDG s の関係

SDGs は、国際連合が平成 27 年（2015 年）に採択した、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のことで、世界の持続可能な発展を促進するための 17 の目標からなります。

これらの目標は令和 12 年（2030 年）までに達成されることを目指しており、社会、経済、環境の 3 つの側面にわたる様々な課題に焦点を当てています。17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

環境基本計画と SDGs は、持続可能な発展や環境保護といった共通の価値観や目標を共有しています。どちらも、経済成長を促進しながら、環境への影響を最小限に抑え、社会的な公正を実現することを目指しています。

本計画でも、SDG s の 17 の目標との関連性を 9 ページに示しています。



図 1-2 SDGs の 17 の目標

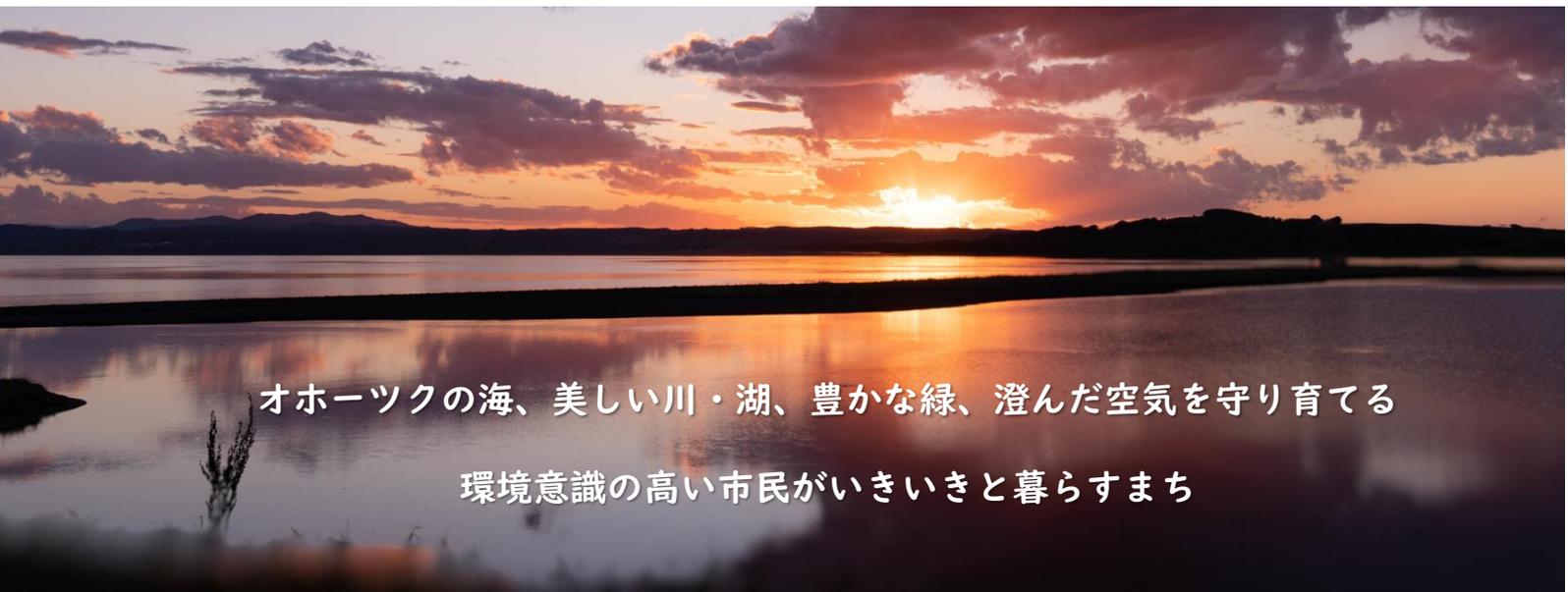


写真：ウニ漁

第2章 望ましい環境像

1 将来像

網走市環境基本条例の基本理念などに基づき、次に示す「将来像」と「基本目標」を市民、事業者、市の連携と協力によって実現をめざし、網走の望ましい環境像とします。



オホーツクの海、美しい川・湖、豊かな緑、澄んだ空気を守り育てる
環境意識の高い市民がいきいきと暮らすまち

「オホーツクの海、美しい川・湖、豊かな緑、澄んだ空気を守り育てる」とは

網走の豊かな環境を守り、悪い部分は改善することで、理想としては世界に誇れるような環境づくりを進め、よりよい網走になっていくという意味が込められています。

「環境意識の高い市民がいきいきと暮らすまち」とは

網走の豊かな環境を、自信をもって次世代へ引き継ぐことができるように、市民が高い環境意識をもちながら、いきいきと暮らすことで、世界に発信できる環境のまちをめざすという意味が込められています。

2 基本目標

将来像を実現していくために、次の5つの基本目標に基づき、環境の保全と創造に関する施策を展開していきます。

また、これらの基本目標に関連するSDGsの17の目標を示しています。網走市の環境から世界の課題を考え、行動につなげ、世界に発信できる環境のまちづくりにつなげることを目指します。

①ゼロカーボンで持続可能なまち

省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進することで、二酸化炭素を実質排出しない、ゼロカーボンで持続可能なまちをめざします。



②資源が循環するまち

市民の生活様式（ライフスタイル）の見直しを進めながら、ごみの減量化、再利用、再生利用を図ることで、資源が循環するまちをめざします。



③人と自然が共生するまち

湖沼、河川、海辺、森林といった網走の多様な自然環境と、人の暮らしのバランスをとりながら、人と自然が共生するまちの実現をめざします。



④空気と水がおいしいまち

市民の生活環境の汚染を防ぎ、安心して楽しく暮らせる、空気と水がおいしいまちをめざします。



⑤網走の文化と環境意識が根付いたまち

網走の歴史と文化を大切にしながら、緑豊かで美しいまちづくりと、環境の学びを深め主体的に取り組むひとづくりを進め、網走の文化と環境意識が根付いたまちをめざします。



表 2-1 計画の構成

ゼロカーボンで持続可能なまち	省エネルギーを徹底する
	再生可能エネルギーをつくる・使う
資源が循環するまち	ごみを減らす
	資源を大切に使う
人と自然が共生するまち	網走の水辺を守る
	網走の森を育てる
	網走の生き物の多様性を守る
空気と水がおいしいまち	おいしい空気を守る
	おいしい水を守る
	公害を防ぐ
網走の文化と環境意識が根付いたまち	緑豊かな美しいまちをつくる
	網走の歴史と文化を守る
	環境について学ぶ機会を増やす
	市民、事業者、市が連携する



写真：大曲湖畔園地

第3章 基本目標ごとの施策と行動

Ⅰ ゼロカーボンで持続可能なまち

省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進することで、二酸化炭素を実質排出しない、ゼロカーボンで持続可能なまちを目指します。

(1) 現状と課題

暮らしのなかで省エネルギーを進める必要があります。

市民が日常的に消費している電気、ガス、灯油、ガソリンなどのエネルギーは、二酸化炭素の排出を伴うもので、直接的に地球温暖化に影響を与えています。

そのため、限られた資源を大切に使用し、地球温暖化への影響を軽減するためにも、市民一人ひとりが自覚を高めながら、身近な日々の暮らしのなかで省エネルギーを進める必要があります。

地元でとれた旬の生産物を消費することが求められています。

網走市は、水産業、農業が盛んなまちであり、これらの地元でとれた旬の生産物を積極的に消費することは、大きな意味での省エネルギーにつながります。

そのため、令和2年(2020年)3月に策定された「第3次網走市食育推進計画」と連動し、地産地消(地元でとれた生産物を地元で消費すること)を進める必要があります。規格外の青果物、畜産物などを見直すことも求められます。

網走の地域性を活かした再生可能エネルギーの活用が求められています。

限られた化石エネルギーを大切に使用し、地球温暖化の防止を図るために、省エネルギーとともに再生可能エネルギーの導入が求められています。

「網走市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」との連動を図りながら、太陽エネルギーやバイオマスエネルギーの活用を推進する必要があります。

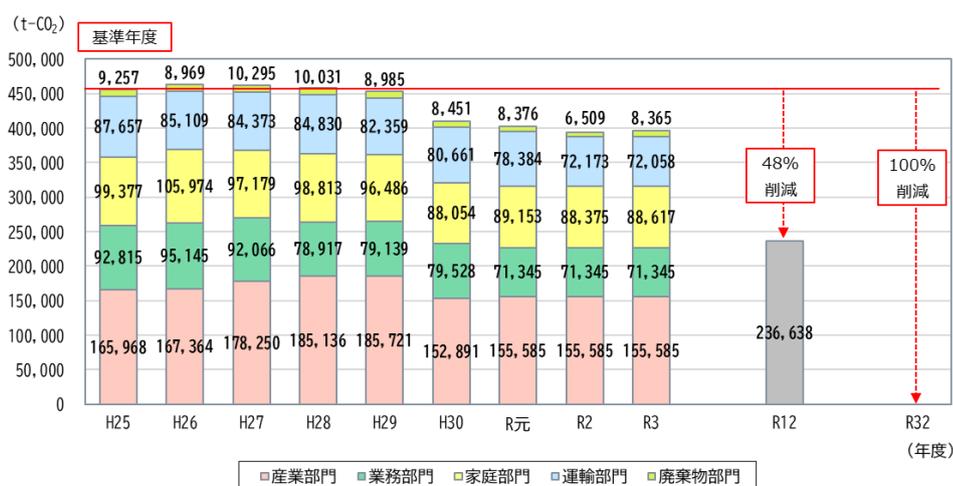


図 3-1 二酸化炭素の排出量の推移

【出典】網走市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

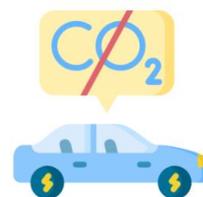
(2) 基本施策・行動例

① 省エネルギーを徹底する

節電・節水・エコドライブなど、普段の生活の中でできる取組はたくさんあります。食品を買う時に地元産のものや旬のものを選ぶ「地産地消」も省エネルギーにつながります。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● 節電・節水する● 省エネルギー家電や住宅改修で気密性を向上させる● LED 照明を導入する● 自転車や公共交通機関を利用する● エコカーを選択する● 急加速・急発進をしないなどエコドライブをする● 環境に配慮した商品を買う● 地産地消の商品を買う
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 節電・節水する● LED 照明を導入する● エネルギー効率の良い設備へ更新する● ノーマイカーデーを実施する● エコカーを選択する● 急加速・急発進をしないなどエコドライブをする● 環境に配慮した商品を取り扱う● 地産地消の商品を取り扱う
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● 市の活動に係る温室効果ガスの削減を図る（省エネ・省資源チェックシートによる管理、LED 照明の導入、気候に適した服装で業務を行うウォームビズ・クールビズ、ノーマイカーデーの実施 など）● 市民・事業者ができる身近な省エネの取り組みの実践・協力を呼び掛ける● 公共交通の利便性の向上を図る● 道路照明、公園照明の LED への更新・維持管理を行う● 住宅用省エネルギー設備の導入を補助する● 省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置を行う● グリーン購入を実施する● 「網走市食育推進計画」に基づいた、地域に根ざした食育を行う● 学校・保育園の給食で地場産品を利用する



② 再生可能エネルギーをつくる・使う

網走市の資源や地域特性を生かし、自然・景観との共生を考慮しながら、太陽エネルギーやバイオマスエネルギーといった再生可能エネルギーの活用を推進します。



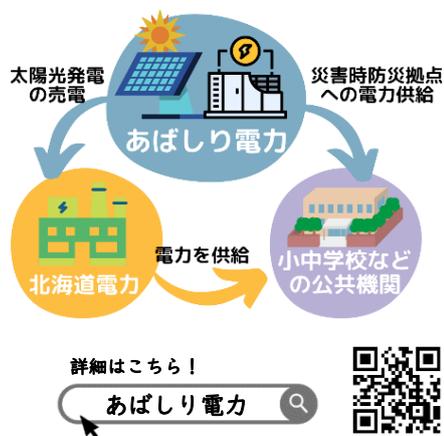
市民は	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電、ペレットストーブなどを設置する ● 再エネ電力に切り替える
事業者は	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電、ペレットボイラーなどを設置する ● 再エネ電力に切り替える
網走市は	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域新電力をはじめ再生可能エネルギーの導入を進める ● 住宅用の太陽光発電やペレットストーブの導入を補助する ● 公共施設における太陽光発電の導入など再エネ電力を活用する

あばしり環境こらむ

あばしり電力って知ってる？

令和4年(2022年)4月に、再生可能エネルギーを活用して、二酸化炭素排出量を削減することを目的に、自治体新電力となる「あばしり電力株式会社」を設立し、令和5年(2023年)4月より太陽光発電事業を開始しました。

平常時は、太陽光発電による再エネの安定的な利用、NAS電池を活用した太陽光発電のエネルギーシフトにより、夜間にも太陽光発電で得られた電力を供給、また自然災害などの非常時には、防災拠点へ自営線による電力供給を行うなど、激甚化する自然災害への対応力強化を目指します。



あばしり環境こらむ

ペレットストーブってどんなもの？

木質『ペレット』は、森林や製材工場などから発生する間伐材・枝・根株・オガ粉などを圧縮して固めた固形燃料です。地球温暖化対策、エネルギーの自給率の向上にも役立つペレットストーブですが、薪を燃やしたときの穏やかなぬくもり、炎による癒し効果をペレットストーブで味わえる魅力もあります。

【設置補助があります】網走市住環境改善資金補助制度



詳細はこちら！

ペレットストーブ 網走



2 資源が循環するまち

市民の生活様式（ライフスタイル）の見直しを進めながら、ごみの減量化、再利用、再生利用を図ることで、資源が循環するまちをめざします。

(1) 現状と課題

できるだけごみを出さない暮らしに変え、ごみに対する認識を高める必要があります。

網走市では、平成 11 年度（1999 年度）からごみの分別収集がはじまり、資源物の回収が進みましたが、ごみの総排出量は北海道の平均よりも若干高くなっています。

一方、最終処分量については、減少しているものの北海道・全国と比べても高い傾向にあり、分別回収による資源化を徹底するとともに、ごみの量自体を減らす意識改革が必要です。

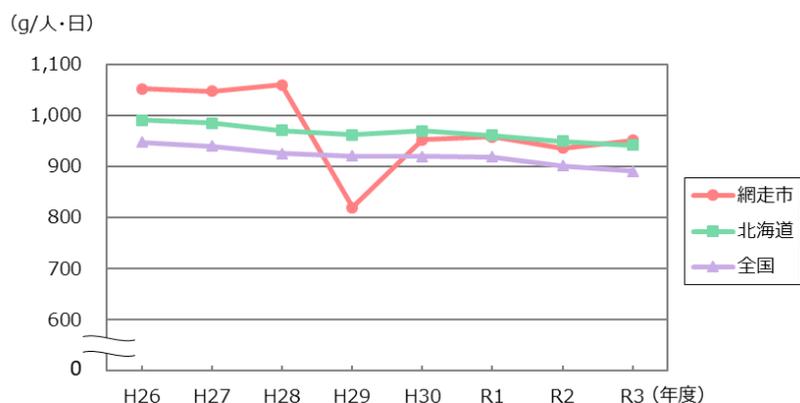


図 3-2 1人1日当たりごみ総排出量の実績¹

【出典】網走市一般廃棄物処理基本計画書

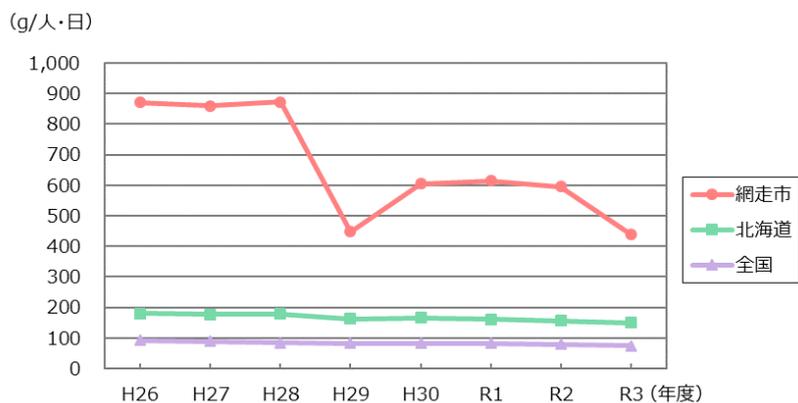


図 3-3 1人1日当たり最終処分量の推移²

【出典】網走市一般廃棄物処理基本計画書

1 1人1日当たりごみ総排出量が多くなるのは、観光地であることが主な理由です。

2 1人1日当たり最終処分量が極端に高いのは、焼却等の中間処理をしていないことが主な理由です。

(2) 基本施策・行動例

① ごみを減らす

身近な生活から出るごみが環境に影響を与えていることを自覚し、ごみの減量を図ります。資源は無限ではないという認識をもって、できるだけ地域のなかで循環させます。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● マイ箸、マイカップ、マイボトルを使う● 食材は使い切る、食べ残しはしないなど、フードロスを抑制する● 生ごみは、できるだけ水切りをしてから排出する● まだ使えるものは、人に譲るなどして捨てない● レジ袋やサンプル品など不要なら受け取らない
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 過剰包装を自粛し、簡易包装をする● 繰り返し利用できる容器・資材等を使用する● 飲食店では、「作りすぎない」、「少量メニュー」、「持ち帰りへの協力」を推進する
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● ごみ減量化に関わる各種施策（普及啓発や情報提供など）を継続的に推進する● 幼少期から資源を大切に作る心の育成やごみ減量を学ぶ機会を作る● 市民や事業者が行う3R活動³とそのための環境整備を支援する● 給食調理に伴う残菜の減量化を行う

3 3R活動:不必要な資源や消耗品の使用を最小限に抑え、無駄を減らす「REDUCE(削減)」、物や製品を何度も使用し、廃棄を最小限にとどめる「REUSE(再利用)」、使用済みの物や資源を再生して新しい製品や材料に変える「RECYCLE(リサイクル)」の3つの取組を指します。

② 資源を大切に使う

地域で循環させるシステムとして、分別を徹底し、再利用・再資源化に取り組みます。



市民は	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの排出時には、資源物の分別を徹底する ● フリーマーケット、リサイクルショップを活用する ● 再生資源を使ったりリサイクル製品を選択・購入する
事業者は	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの排出時には、資源物の分別を徹底する ● 資源物をリサイクル業者へ引き渡す独自の回収ルートを確保する ● 事務用品は、グリーン購入⁴等、環境配慮型製品を選択する
網走市は	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物のリサイクルの流れについて周知することで、市民の分別意識を醸成する ● 資源物集団回収の広報や支援を行う ● リユース展を開催する

あばしり環境こらむ

食べ残しを減らす運動を実施しています

日本では、年間約1,900万トンの食品が廃棄され、このうち食べ残しに廃棄される食品（食品ロス）は年間約500～600万トンあるとされています。食品ロスは環境問題としても多く取り上げられ、これらの抑制・有効利用は、循環型社会の構築に向けては、欠かせない取り組みの一つです。

網走市食品廃棄物減量化対策事業
お問い合わせ先：網走市環境生活部資源管理課リサイクル係
TEL 0152-44-6111 (内線320)
http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/

網走市では、ごみの減量化に向けた取り組みの一つとして、外食や宴会などで出る食べ残しを減らす運動を実施しています。

この取り組みを通じて、市民のみなさまに「ごみ減量化」や「もったいない」という意識のきっかけとなるように働きかけを行っていきます。

詳細はこちら！

網走 食べ残し



4 グリーン購入：環境への配慮や持続可能性に焦点を当てた商品やサービスの選択、購入手続きのことで、商品やサービスの製造・提供段階から廃棄段階までの環境への影響を最小限に抑え、地球環境への負荷を低減することにつながります。

3 人と自然が共生するまち

湖沼、河川、海辺、森林といった網走の多様な自然環境と、人の暮らしのバランスをとりながら、人と自然が共生するまちの実現をめざします。

(1) 現状と課題

水辺の保全と利用のバランスをとることが必要です。

網走湖と網走川は、網走のシンボルとして親しまれ、シジミやワカサギは北海道一の漁獲量となっています。一方で、網走湖では、有機性汚濁や栄養塩類の指標が基準値を超えています。漁業生産とのバランスをとりながら、水質を改善することが必要です。

網走川やオホーツク海などの水辺では、散乱するごみの削減や、汚濁負荷の減少などの対策によって、水辺で遊べるきれいな海岸を復活させることが求められています。

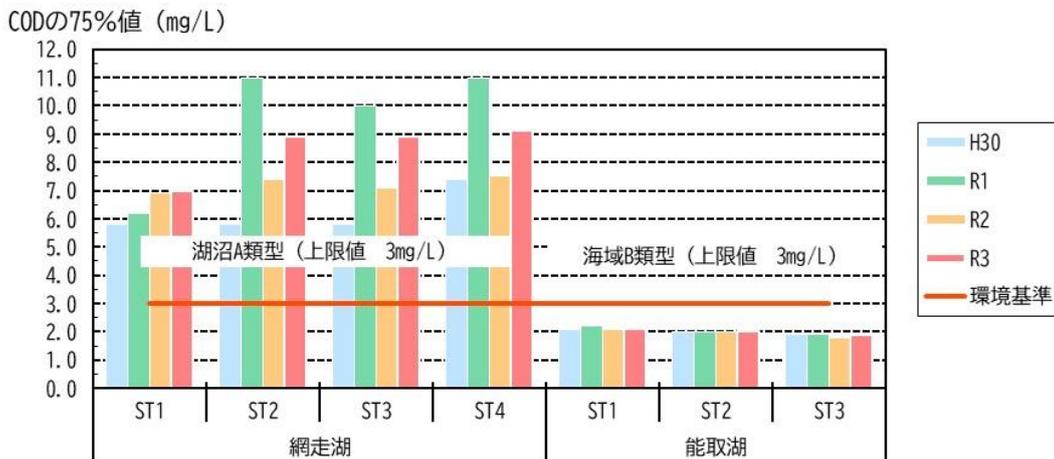


図 3-4 網走湖・能取湖の有機性汚濁の状況

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

適切な伐採、植林などによる森林更新と森林資源の活用が求められています。

網走市の森林面積は約 16,000ha で、市域全体の約 33%を占めています。このうち、民有林の占める割合が約 66%と高いため、適切な伐採、植林などによる森林更新が求められています。また、二酸化炭素の吸収源としての都市緑地化の推進や、木材利用の普及拡大が求められています。

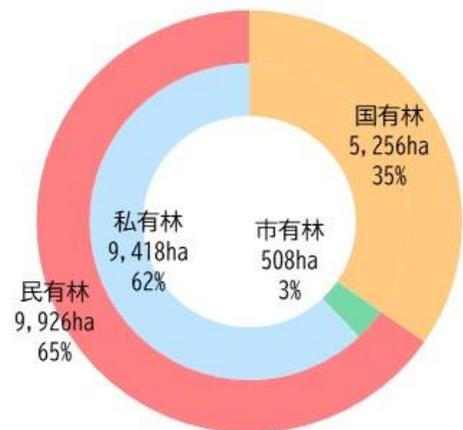


図 3-5 網走市の森林面積の内訳

【出典】網走市統計書（令和4年度）

土砂の流出防止を図ることが必要です。

農地からの土砂流出や、河川等への家畜糞尿の流出を防ぐため、沈砂池や堆肥舎の施設などを整備してきました。今後とも関係機関が連携し、啓発活動や災害発生予想時のパトロールを実施し、未然防止を図ることが必要です。

また、地下水汚染の原因となっている過剰な施肥を抑制し、化学肥料の削減や有機質肥料の使用促進を図るなど、環境保全型の農業を進めることが必要です。

多様な動植物と共生しながら生息環境を守っていくことが必要です。

網走市は、森林、河川、湖沼、海岸と多様な自然環境に恵まれていることから、多様な動植物が生息しています。一方、農林業においてはエゾシカや野ネズミなどによる被害が拡大し、問題化しています。野生生物の保護とのバランスをとりながら、農林業の被害を防ぐ対策が必要です。

生態系、人の生命や身体、農林水産業への被害をおよぼすおそれがある特定外来生物、外来種の生息が網走市内で確認されています。

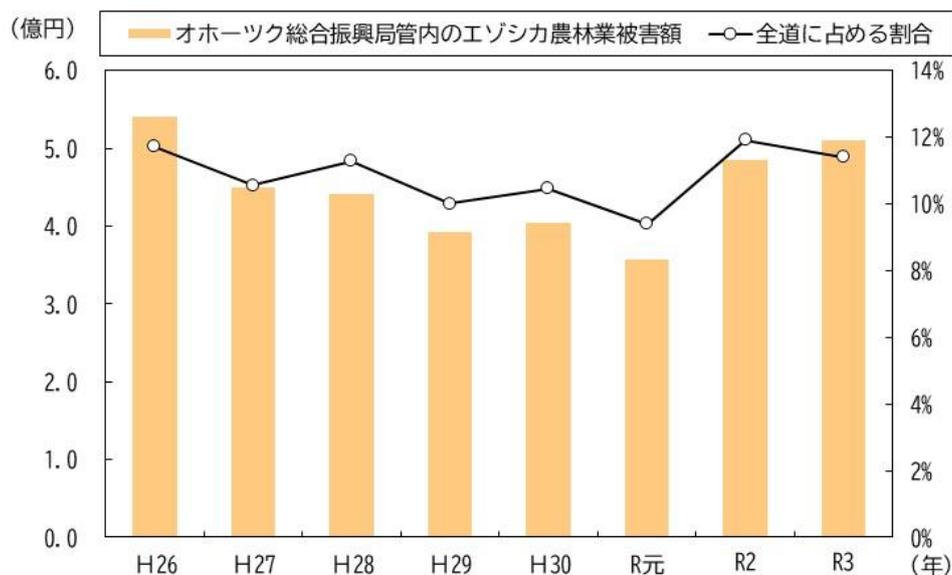


図 3-6 エゾシカによる農林業被害額の推移

【出典】野生鳥獣による被害調査結果（北海道）（令和3年度）

保護対象地域の適正な管理が必要です。

網走市には、網走国定公園をはじめ、いくつかの鳥獣保護区が指定されており、これら保護対象地域の範囲や規制の内容を市民に周知しながら、適正な管理を図ることが必要です。

(2) 基本施策・行動例



① 網走の水辺を守る

網走はオホーツク海に面し、網走湖、能取湖、藻琴湖、濤沸湖という4つの湖を持つまちとして、水辺の環境と水質の保全に努めます。

市民は	<ul style="list-style-type: none">● 下水に油・ごみを流さない● 川・海・湖に油やごみを捨てない・流さない
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 下水に油・ごみを流さない● 川・海・湖に油やごみを捨てない・流さない● 漁業資源と漁場環境を守る● 官、民、大学の連携による漁業資源、漁場環境の把握と情報の共有、対策の検討を行う
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● 官、民、大学の連携による漁業資源、漁場環境の把握と情報の共有、対策の検討を行う● 河川の汚濁防止に配慮した改修工事を行う● 油漏れを防止する（オイルフェンスの設置など）● 濤沸湖と周辺域の環境保全対策や賢明な利用を推進する● 融雪期及び災害発生予想時期の各河川及び事業施行地のパトロールを行う

あばしり環境こらむ

「網走川流域の会」を知っていますか？

「網走川流域の会」は、流域の農業と漁業が共に協力し持続的発展を目指す「だいちとうみの会」が中心となり設立された道内でも例を見ない団体です。網走川の上流から下流までのすべての農林漁業協同組合と自治体、民間団体・大学などにより構成されています。

網走川流域の生態系から豊かな恵みを受け、地域の産業が成り立っていることを地域の共通認識とするため、また、この豊かな恵みを次世代に引き継ぐために、網走川流域学習事業や流域一斉清掃を実施しています。

網走川流域の会の Facebook ページでは、取組の様子など情報発信されています。ぜひご覧ください。



詳細はこちら！

網走川流域の会 fb



② 網走の森を育てる

健全で豊かな森林の育成を行い、生物多様性の保全や水資源の確保、そして CO₂ の吸収源としてゼロカーボンにもつなげます。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● 森林づくりに参加する● 木材製品を使用する
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 森林づくりに参加する● 森林の適切な管理を行う● 木材製品を使用する
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● 「網走市森林整備計画」に基づいた森林の有する多面的機能を持続的に発揮できる森林づくりを行う● 森林所有者が行う造林に対して補助する● 植樹のイベントなどを実施する● 木育を推進する

③ 網走の生き物の多様性を守る

網走市には、サンゴ草や水芭蕉の群生地、絶滅危惧種のオオワシなど、貴重な動植物が生息しています。多様な動植物と共生しながら生息環境を守ります。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● 外来生物を入れない・捨てない・拡げない● 環境に配慮した商品等を購入するなど環境保全型産業を応援する
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 外来生物を入れない・捨てない・拡げない● 環境保全型産業を推進する（農薬の適正な使用、農業用廃プラスチックの適切な処理など）● 家畜糞尿の適正管理
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● 市内に生息・飛来する動植物や鳥類の分布・生態調査を実施する● 外来種の駆除を行う● サンゴ草や水芭蕉の保全に向けた対策を行う● 「網走市鳥獣被害防止計画」に基づいた野生鳥獣の適正な管理を行う● 施肥量の適正化に向けた支援を行う● 「家畜排せつ物利用促進計画」に基づいた家畜糞尿の適切な処理と還元を行う

4 空気と水がおいしいまち

市民の生活環境の汚染を防ぎ、安心して楽しく暮らせる、
空気と水がおいしいまちをめざします。

(1) 現状と課題

各種事業所での臭気対策を継続して取り組む必要があります。

農業、漁業は網走市を支える大切な産業であり、またその生産物を利用する加工業も主要な産業です。各種事業所における臭気対策により、悪臭に対する苦情件数は年々減少していますが、今後も事業所による自主測定、パトロールによる監視、公害防止協定の締結による保全活動を進めていく必要があります。

表 3-1 悪臭測定結果（嗅覚測定法）

年度	令和3年度（2021年度）		指導基準値 ^{※1}	
	規制地域内	規制地域外	環境試料（敷地境界）	
測定地点数 ^{※2}	2	2	規制地域内	規制地域外
指導基準値 超過件数	0	0	—	—
臭気濃度	<10~19	<10~12	—	—
臭気指数	<10~13	<10~11	14	17

※1 事業所との協定に基づく指導基準値であることに留意 ※2 のべ数を表記していることに留意
【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

地下水の硝酸汚染の改善が必要です。

地下水への窒素の主な汚染源として、農地への過剰な窒素質施肥が挙げられており、その対策が緊急の課題となっています。

土壌や地下水の汚染は、長年にわたってその悪影響が持続しつづけることから、継続的な対策を行う必要があります。

住宅地の静かな環境を守っていくことが求められています。

網走市の住宅地では、生活道路を通過する大型車両や自家用車などによる騒音や振動に対する苦情があります。自動車による交通騒音の環境基準を守り、静かな環境を守っていく必要があります。

環境基準を守っていく必要があります。

網走市では、環境基準が定められている有害化学物質のうち、水質に関わる26項目については、すべて基準値を満たしています。しかし、ダイオキシン類やその他の有害化学物質は、微量であっても健康に悪影響をおよぼすおそれがあることから、定期的な実態調査により環境基準の遵守を図っていく必要があります。

(2) 基本施策・行動例

① おいしい空気を守る

大気汚染の未然の防止を図るとともに、臭気パトロールを行うなど、臭気対策を徹底して、おいしい澄んだ空気を守ります。



市民は	● 悪臭を発生させない
事業者は	● 悪臭を発生させない
網走市は	● ばい煙、粉じんなどを排出する工場・事業場などと公害防止協定を締結し、大気汚染の防止を図る ● 庁舎ボイラーの適正管理を行う ● 定期的な臭気パトロールや臭気濃度分析調査を行う

② おいしい水を守る

水道水は湧水を利用しているのでおいしいと評価されています。水環境の保全や、排水対策を徹底して、おいしい水の確保に努めます。



市民は	● 使用済みの食用油は流さずに回収に出す
事業者は	● 廃油の適切な回収、処理をする ● 水質汚染を発生させない
網走市は	● 使用済みの食用油を回収する ● 公共下水道の適正な維持管理を行う ● 公共用水域（河川）の水質調査を行う ● 水質の調査、浄水器の設置の補助 ⁵ をする ● 水道施設の見学会や広報紙「銀嶺水」をだす

5 網走市では水道がまだ通じていない地域において、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素の数値または、一般細菌あるいは大腸菌の数値がそれぞれ飲料水として国が定める基準を超えて検出された世帯を対象に、浄水器、塩素滅菌器等の購入及び設置費用の2分の1以内を助成しています。詳細は[網走市上水道課のホームページ](#)をご覧ください。

③ 公害を防ぐ

ゴミの不法投棄やポイ捨て、騒音や振動などによる生活環境の汚染の監視強化と防止に向けた対策に取り組みます。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● 周りの迷惑になる騒音を出さない● 不法投棄をしない
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 事業活動に伴う騒音と振動対策をする● 不法投棄をしない
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● 事業者と行政による公害防止協定の締結、定期的なモニタリングと指導を行う● 有害物質を含むごみを回収する● 庁舎の地下燃料タンク及び地下埋設管の定期点検を行う● 自動車交通騒音調査、道路交通振動調査を行う● 動物撃退用の爆音機による騒音の軽減を図る● ごみ不法投棄やポイ捨てのパトロール、啓発看板を設置する● 公害苦情相談窓口を設置し、周知を図る

あばしり環境こらむ

ポイ捨てゼロできれいなまちへ

網走市ポイ捨てゼロ条例をご存知ですか？この条例は、市民みんなが協力し合い、ごみのポイ捨てやペットのふんの放置などを「しない・させない」きれいなまちづくりを進めるためにつくりました。

【してはいけないこと】

- ・どんな場所にもごみのポイ捨てをしてはいけません。
- ・ペットのふんを放置してはいけません。
- ・屋外で喫煙するときは、吸い殻入れを携行し、歩行中に喫煙をしないこと。

【ポイ捨てされないために】

- ・自宅や職場の周りをいつもきれいにしておきましょう。
- ・空き地を持っている人は土地の草刈りや整頓に気を付けましょう。
- ・自動販売機を設置している事業者の人は、付近に空き缶等を回収する容器を設置しましょう。

【悪質な違反に関しては】

罰則規定はありませんが、他の法律で罰せられます。

詳細はこちら！

網走 ポイ捨てゼロ



5 網走の文化と環境意識が根付いたまち

網走の歴史と文化を大切にしながら、緑豊かで美しいまちづくりと、環境の学びを深め主体的に取り組むひとづくりを進め、網走の文化と環境意識が根付いたまちをめざします。

(1) 現状と課題

ニーズに対応した公園と緑地・景観づくりとともに、その適正な管理と利用が必要です。

網走市には、オホーツク公園など大規模な公園をはじめ、こまば木のひろばなど自然環境をとりこんだ公園などが整備されています。市民一人当たりの公園面積は、北海道・全国と比較して非常に広く60㎡を超えています。市民の公園に対する意識や年齢層の変化などに対応した公園づくりとともに、適正に管理しながら利用の促進を図ることが必要です。

また、天都山をはじめとして眺望のよい場所が数多くあります。眺望のよい場所の保全や改善などを進める必要があります。

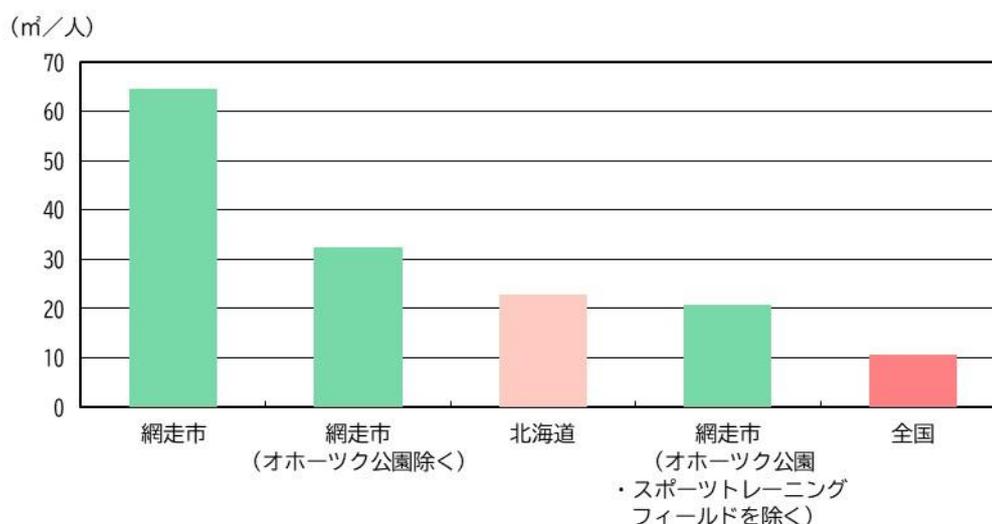


図 3-7 市民一人当たりの公園面積

【出典】網走市統計書

市民自らが生活環境の美化を進める必要があります。

網走市では、ごみのポイ捨てやペットの糞の放置などをしない、させないという日常生活のルールやマナーを守り育てることを目的に、「ポイ捨てゼロ条例」を定めています。この条例の精神を市民に浸透させていくことによって、市民自らが生活環境の美化を進めていく必要があります。

歴史的文化遺産の保全と活用が求められています。

網走市の歴史と文化を伝える貴重な史跡、名勝など、市民の財産として適切な保全と活用を図ることが必要です。

身近な網走の環境から、地球規模の環境問題まで考え、行動することが必要です。

網走の身近な自然や第一次産業の体験学習など、網走の環境を活かした学習活動を進めることが必要です。

そして、地球規模の環境問題にまで視野を広げて、日々の生活との関連を認識できるように、市民意識の向上を図り、環境に配慮した行動につなげる必要があります。

市民や団体が清掃活動などに取り組みやすい環境を整えることが求められています。

市民、NPO などの市民団体、町内会などがごみ拾いや清掃活動などのボランティアとして活動しやすい環境や世代間交流の場を整えていくことも必要です。

広域の市町村で協力して取り組むことが必要です。

網走湖、網走川の汚濁など、河川、湖沼の問題は網走だけの問題ではありません。水系の環境保全に向けては、広域的な視点から、流域の市町村が協力して取り組むことが必要です。

また、家畜糞尿からつくられる堆肥の利用、ごみ処理、エゾシカやカラスによる被害対策など広域的な視点が求められる問題については、複数の市町村の協力による広域的な取り組みを検討することが必要です。

あばしり環境こらむ

網走が誇る史跡、名勝に行ってみよう！

古代オホーツク文化のムラ・モヨロ貝塚

オホーツク海にそそぐ網走川の河口に位置する遺跡、モヨロ貝塚。今から約 1300 年前、北の大陸からやってきた人びとは、この網走の地にムラをかまえました。

たくみな航海術と海獣狩猟・漁業の技術をもった彼らの暮らしはオホーツクの豊かな海の恵みに支えられ、それまで北海道では見られなかった「オホーツク文化」とよばれる独自の文化を発展させていきました。(モヨロ貝塚館 HP より)



網走国定公園の中心に位置する名勝天都山

「天の都に昇るような」と称えられ、その眺望はオホーツク海から知床連山、西には網走湖や能取湖、さらに遙か南には阿寒の山並みまで見渡すことができます。標高 207m から望む 360 度のパノラマ景観は、北欧の雄大な自然を思わせませす。昭和 13 年 12 月 14 日に国の文化財「名勝」に指定されています。

天都山は、里から頂上までのルート沿いに、文化施設やレジャー施設、個性的な飲食・クラフトショップ・果樹園などがあり、新たな観光エリアとして注目されています。

詳細はこちら！

網走 天空の里



(2) 基本施策・行動例

① 緑豊かな美しいまちをつくる

計画的に整備、配置されている公園や緑地を適正に管理するとともに、市民、事業者、市が協力して緑豊かなまちづくりを推進します。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● 緑化・清掃活動に積極的に参加する● 自宅の庭に木や花を植える● ごみ・ペットの糞の持ち帰りを徹底する● ペットの適正な飼育の普及啓発を行う
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 敷地内の緑化をする● 建築物の設置・改修で景観面に配慮する● 商店街の活性化に向けた取り組みを行う（ショーウィンドーギャラリーなど）
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● 「ポイ捨てゼロ・クリーン網走」を目指して、啓発やパトロール活動などを強化し、ポイ捨てをしない環境づくりを進める● 「こまば木のひろば」など、網走の自然や水辺と触れあえるような市民の憩いの場を維持管理する● 都市計画マスタープランに基づいたまちづくり、緑のネットワークづくりを行う● 歩きたくなる街並みをつくる● 緑豊かで誰もが活用しやすい場所を確保する

あばしり環境こらむ はな・てんとのアドプト・プログラム

「アドプト・プログラム」とは、企業団体やグループなどが道路・川・公園といった公共の一定区域と「養子縁組（アドプト）」し、その区域の清掃・緑化など整備を行うものです。

フラワーガーデン「はな・てんと」では、市民が花畑の里親（アドプトプログラム）となり、サルビアやベゴニア等の一年草を定植し、草取りなどの管理をしています。

令和5年度のフラワーガーデン「はな・てんと」は、42団体、協賛1団体の総勢500名によって整備されました。

網走市観光課では、毎年、育成活動をしていただけるグループ・団体・NPO及び事業所を募集しています。ホームページで申込書をダウンロードいただき郵送等で申し込みください。



詳細はこちら！

網走 はな・てんと

【問い合わせ先】
網走市観光協会
0152-44-5849



② 網走の歴史と文化を守る

網走の歴史と文化を次世代に継承していくために、モヨロ貝塚周辺の環境整備や歴史的な建物、資料の保全の推進を図ります。

市民は	● モヨロ・アイヌ・食文化を学び、大切にする
事業者は	● 歴史的な建物や資料などの保全に協力する
網走市は	● 網走の歴史と文化を伝える建物と資料の保存と充実を図る ● 地方資料を電子化する（図書館で閲覧可能） ● あばしり学講座など、網走の歴史と文化を学ぶ機会づくりや活動を支援する

あばしり環境こらむ

あばしり学に参加しませんか？

網走市のエコーセンター2000 では、自然景観や歴史的資源を活用するとともに、文化・産業や観光について、楽しみながら学べる「あばしり学」をはじめ、子どもから大人・高齢者までが学べる、様々な講座を実施しています。

小学生・中学生・高校生・大学生を対象とした連続講座「あばしり学ファンコース」と、どなたでも1講座から気軽に参加でき、あばしりを知れる「あばしり学講座」があります。

「子ども」も「大人」も みんな一緒に、あばしりのこと、もっと知って、もっと楽しんでみませんか？

【問い合わせ先】
網走市教育委員会
社会教育課 生涯学習係(エコーセンター2000内)
TEL 0152-43-3705

詳細はこちら！

エコーセンター 講座



③ 環境について学ぶ機会を増やす

環境に対する理解を深め、自ら実践行動できる人づくりに向けて、学校や職場、野外活動など様々な場において環境学習を推進します。

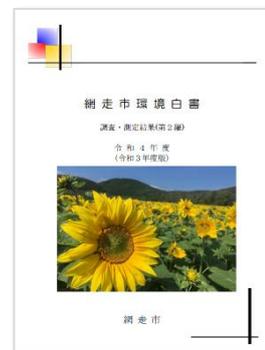


市民は	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然観察会への参加など自然とのふれあいを大切にする ● 環境を守る市民活動に参加する ● 学習会や講習会などに積極的に参加する
事業者は	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習を実施する ● 環境を守る市民活動を支援する
網走市は	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に関する情報を収集し、情報提供する（網走市環境白書の作成、公開） ● 環境に関する学習会や講習会や環境展を開催する ● 野鳥観察会や「ふれあい動物園」の開設など動植物とふれあう機会をつくる ● 市民農園「長寿園」、大曲湖畔園地の観光農園で収穫体験の機会をつくる ● エコツーリズムを推進する ● ボランティア活動の支援とガイドの養成を行う ● 最大の環境破壊である戦争の禁止に働きかける平和都市宣言事業を推進する

あばしり環境こらむ 網走市環境白書って何？

白書では、市の生活環境や自然環境、廃棄物などについて現況を説明するとともに、市が行っている環境の保全や創造に関する施策の推進状況を毎年網走市のホームページで公表しています。

項目	内容
目次	
1. 大気関係	スパイクタイヤ調査結果、法・条例に基づく届出状況
2. 水質関係	河川・湖沼・海域の水質調査結果、地下水の水質測定結果など
3. 騒音・振動関係	自動車交通騒音・道路交通振動測定結果、法・条例に基づく届出状況
4. 悪臭関係	機器分析法・嗅覚測定法による測定結果、法・条例に基づく届出状況
5. ダイオキシン類関係	河川・湖沼・海域のダイオキシン類測定結果、法・条例に基づく届出状況
6. 公害苦情関係	公害の種類別苦情件数



詳細はこちら！

網走市環境白書



④ 市民、事業者、市が連携する

市民、事業者、市の3者で話し合う機会を増やすとともに、環境の保全に取り組む市民活動や事業者の活動への支援を行います。



市民は	<ul style="list-style-type: none">● 市民団体として活動を行う● 花いっぱい運動や町内会清掃など地域における環境改善の活動へ参加する
事業者は	<ul style="list-style-type: none">● 網走市エコ事業所の認定を受ける● 花いっぱい運動や町内会清掃など地域における環境改善の活動へ協力する
網走市は	<ul style="list-style-type: none">● エコ事業所の認定数の拡大に向けて啓発する● 環境保全に向けた各種調査支援、関係機関との調整・協議を行う● 清掃活動など、ボランティアによる環境保全活動を支援する● フラワーガーデン「はな・てんと」の造成など、花いっぱい運動を推進する

あばしり環境こらむ

ボランティアの清掃活動をサポートします

市では「ボランティア清掃専用袋」を無料で配布しています。

町内会やボランティアでの清掃活動で集めたごみにご利用ください。清掃活動やボランティアでの清掃活動を実施するときは、事前にご相談ください。

不法投棄物を活動中に発見された場合は、集めずに市へ連絡してください。



詳細はこちら！

網走 ボランティア袋





写真：流水観光砕氷船おーろら

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進め方

本計画は、網走市環境基本条例に示されているように、網走市だけで推進する計画ではなく、市民、事業者、市がそれぞれの役割に基づきながら推進する計画です。

「望ましい環境像」の実現に向けて、網走市と全市民が一体となって推進します。

2 推進体制

(1) 市民、事業者、市の協働

市民、事業者、そして市が協働して、国や世界の動向を把握しながら、環境の保全と創造に向けた取組を進めます。

市は、環境基本計画の施策を推進するにあたって、市民・事業者の理解や意見の反映に努めます。

(2) 環境保全審議会

市長の諮問機関である「網走市環境保全審議会」は、環境基本計画やその他の環境の保全と創造に関する基本的事項について、調査、審議します。

(3) 庁内体制

市は庁内が一体となって総合かつ計画的に本計画の推進に取り組む必要があることから、関係部課間の調整を図ります。

3 進行管理

環境基本計画が着実に実行されているか、定期的に施策の実施状況、進行状況などを点検、確認するとともに、「環境マネジメントシステム」に用いられる PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルの考え方に基づいて、的確な進行管理を行います。



写真：こまは木の広場

第5章 資料編

Ⅰ 網走市環境基本条例

●網走市環境基本条例

(平成 14 年 3 月 28 日条例第 16 号)

前文

北海道の北東部、北緯 44 度、網走国定公園の中心に位置する網走市は、知床連山を望むオホーツク海に面し、網走湖、能取湖、藻琴湖及び涛沸湖の 4 つの湖並びに網走川を有する水の豊かな街であるとともに、内陸部は森や農村地帯が広がる緑豊かな街である。また、原生花園があってオオハクチョウの飛来する恵まれた自然に抱かれた街であり、冬には、我が国で唯一流水が訪れる地方であり、鮮明な季節感を有する街である。このような環境の豊かな恵みを受けて、網走市は農林水産業や観光等の産業が今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちは、生活様式の変化や経済活動の拡大等により、大量の資源やエネルギーが消費されるとともに、処理が困難な廃棄物が増え、環境ホルモン、ダイオキシン類及び化学物質等による環境汚染等、新たな問題も顕在化してきており、私たちの身近な環境に様々な影響を及ぼしてきている。さらには、地球温暖化等により、私たちの生存の基盤である地球環境が脅かされるに至っている。

私たちは誰もが、健康で安全・快適でかつ文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有している。私たち人類が生存の基盤としているかけがえのない環境を健全で恵み豊かな状態で保全し、これを、将来の世代に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また、使命でもある。私たちは、地球環境の中で生きるものの一員としての自覚を持ち、創意と工夫をこらし、環境の保全及び創造に努めていかなければならない。

今こそ、私たちは、環境へ負荷を与えている現在の生活様式や社会経済構造のあり方を見直して、自然の中で生きてきたモヨロ等先人達の知恵と歴史に学び、また、現代の私たちが持てる科学的知見を最大限に生かすことにより、失われつつある自然の回復に努め、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を築いていかなければならない。

このような認識に基づき、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができるように、市、事業者、市民が協働して、環境にやさしい循環型社会を基調とした持続的発展が可能な社会の実現、及び、人と自然が共生できる豊かな環境の保全及び創造を目指し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「環境の保全」とは、環境を良好な水準に保ち、維持することをいう。

2 この条例において「環境の創造」とは、良好な環境が維持できるよう、又は健全で恵み豊か

な環境の恵沢を享受できるよう、これらの環境の要素を創り出すことをいう。

3 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全又は創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

4 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

5 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要であり、人と自然が調和した良好な環境を確保し、この良好な環境をより質の高いものとして次世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源の循環的な利用を促進することによって、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目的とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、市、事業者及び市民のすべての者が自らの課題であることを認識し、それぞれの者の日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

4 前3項の理念は、市、事業者、市民のすべての者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ互いに協働して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に努めるとともに、環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、市、事業者及び市民が互いに協働が図られるように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努め、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売又はサービスの提供その他の事業活動を行うに当たっては、それらの製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動における廃棄物の発生を抑制し、再

生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるとともに、技術的及び経済的状況に応じ、再使用又は再生利用が可能な製品の開発及び供給に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有するとともに、地域社会に調和した事業活動が行えるように、市、他の事業者及び市民と協働して、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、自らの行動により環境に与える影響を認識し、廃棄物の適正処理及び排出の抑制並びに資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するとともに、地域社会と協働して環境の保全及び創造に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全され、大気、水、土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性が確保され、野生生物の種の保全が図られ、森林、緑地、農地、湿地、湖沼、河川、海域等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な快適環境を確保すること。

(4) 人と環境とのかかわりについて理解を深め、廃棄物の排出抑制と適正処理、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び自然エネルギーの利活用を促進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進するとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

(4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じ、網走市環境保全審議会(網走市附属機関条例(平成 12 年条例第 24 号)別表に掲げるものをいう。以下同じ。)の意見を聴くとともに、計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境白書の作成)

第 9 条 市長は、毎年、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、網走市環境白書を作成し、公表しなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 11 条 市は、市民と事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(省資源、省エネルギー等の取組み、廃棄物の排出抑制)

第 12 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の排出抑制、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び自然エネルギーの利活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の排出抑制、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び自然エネルギーの利活用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用を自ら推し進めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全に関する施設の整備等)

第 13 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響調査)

第 14 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境、緑地等の保全)

第 15 条 市は、人と自然が共生できる基盤としての緑豊かな環境の確保を図るため、森林、緑地、農地、湿地等の保全、緑化の推進及び身近な自然環境を活かした都市景観の保全その他必要

な措置を講ずるものとする。

2 市は、良好な水環境を保全するため、河川、湖沼、海域等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、野生生物の多様性を損なうことがないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産・美観等の保持)

第 16 条 市は、前条に掲げるもののほか、水と緑に恵まれた豊かな環境を保全し、及び創造するため、緑化及び美化の推進、親水性の高い水辺空間の創造、歴史的文化的遺産の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民及び市外から来訪する観光客等が水と緑に恵まれた豊かな自然環境を享受できるよう、美観の維持、自然と調和した魅力ある景観の保全及び創造その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第 17 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習の推進を図るものとする。

2 市は、特に児童及び生徒の学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映と市民参加)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び推進に当たっては、市民及び事業者の意見の反映及び参加の機会の確保に努めるとともに、必要に応じて網走市環境保全審議会の意見を聴くものとする。

2 市は、児童及び生徒の意見の反映及び参加の機会についても配慮するものとする。

(市民や民間団体の自発的な活動の推進)

第 19 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 20 条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための事業者の環境管理に関する取組みが促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

2 市は、事業者の自主的な環境監査が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第 21 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(環境情報の提供、調査・研究・監視)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境学習の推進及び民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

2 市は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報を公開するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、適正に実施するために必要な調査、研究、監視等を行うとともに、これらを行うために必要な体制の整備に努めるものとする。

(冬期の環境保全等)

第 23 条 市は、冬期における快適な生活環境の保全及び創造を図るため、冬期におけるエネルギー消費の増加等冬期に特徴的な環境負荷の増大に起因する環境の保全上の支障の防止に努めるとともに、雪又は流氷の利活用等冬期の特性を活かした環境の保全及び創造に資する施策を推進するものとする。

(国等との協力)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体との連携協力を努めるものとする。

2 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、網走湖の水質保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体との緊密な連携協力を努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、事業者、市民及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めるものとする。

(財政の確保)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全に関する施策の推進・国際協力の推進)

第 27 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止等地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境監査)

第 28 条 市は、環境に負荷を与えている自らの活動に対する環境への配慮の状況を検査することにより、自ら環境監査の実施に努めるものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 7 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 策定の経過

(1) 策定体制

網走市環境保全審議会は網走市附属機関条例の規定に基づいて設置するもので、令和5年（2023年）6月の諮問に基づき審議を行い、令和6年（2024年）1月に答申を得ました。

環境保全審議会では、素案の作成をはじめ、答申を得るまでの過程すべてを検討、審議しました。

表 5-1 網走市環境保全審議会委員

区 分	氏 名	所 属	職 名
会長	さかもと ひかる 坂本 光	学校法人東京農業大学生物産業学部	准教授
副会長	ちば みえこ 千葉 美栄子	網走消費者協会	副会長
委員	たなか ゆういち 田中 雄一	網走中央商店街振興組合	理事長
委員	よしだ ゆうじ 吉田 裕次	網走漁業協同組合	常務理事
委員	かたひら たかゆき 片平 貴之	オホーツク網走農業協同組合	営農部長
委員	みずの としひろ 水野 敏裕	一般社団法人網走青年会議所	理事長
委員	やました ひろみ 山下 ひろみ	一般社団法人網走市観光協会	事務局長
委員	ひさもり ひろあき 久守 裕章	網走市町内会連合会	副会長
委員	はずみ とおる 羽澄 透	一般公募委員	
委員	すずき きよみ 鈴木 喜代美	一般公募委員	
委員	ながさわ ようこ 長澤 洋子	一般公募委員	
委員	うめつ みほ 梅津 美穂	一般公募委員	

3 環境アンケート結果

環境基本計画の改定に向けて、市民から網走市の環境に関する考えなどを把握し、今後の計画及び環境施策への反映や活用をするため、以下の要領でアンケート調査を実施しました。

表 5-2 アンケート調査概要

調査期間	令和5年8月18日～9月15日
調査対象	15歳以上の市民1,400人を抽出
調査方法	郵送によるアンケートの配布・回収（WEBフォームからの回答も可能）
回収状況	有効回答数：442票 回答率：31.6%（必要サンプル数 380票を確保）

網走市の環境についてあなたの考えをお聞かせください

①あなたの性別をお知らせください。(1つに○)

男性	女性	その他
----	----	-----

②あなたの年齢をお知らせください。(1つに○)

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

③網走市の環境に対するあなたの満足度はどの程度ですか？

あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

 節電・節水など省エネルギーの推進	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入の推進	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 ごみの減量化・リサイクルの推進	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
---	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 海・川・湖のきれいさ	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 森林など自然の豊かさ	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
--	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 自然とふれあう機会や場所の充実	1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満	6. わからない
---	-------	---------	-------	---------	-------	----------

 空気や水のおいしさ	1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満 6. わからない
---	---

 緑にあふれ、歩きたくなるような街並み	1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満 6. わからない
--	---

 網走市の環境に関する情報発信や意識啓発の推進	1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満 6. わからない
--	---

④下の表には、環境を守ることにつながる行動の例を示しています。
 あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

 日ごろから節水・節電する	1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない
--	--

 網走産のものを食べるなど地産地消する	1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない
--	--

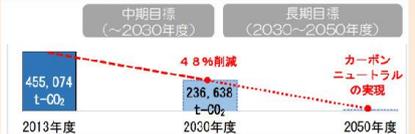
 できるだけ自転車や公共交通機関を利用する	1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない
--	--

 アイドリングストップやエコカー購入などエコな運転をする	1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない
---	--

 太陽光発電などを自宅や会社などに導入する	1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない
--	--

 <p>不要な買い物をしないなど、ごみの削減や、捨てる時には分別する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>地域の清掃活動などのボランティアに参加する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>外出先でゴミやペットの糞はポイ捨てせず持ち帰る</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>自然や野鳥の観察会など自然とふれあう機会に参加する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>自宅や職場・学校で花壇づくりなどに取り組む</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>油や調味料、調理くずを排水口に流さない</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>
 <p>環境について調べたり、環境関連イベントに参加する</p>	<p>1. 既に取り組んでいる 2. 今後取り組みたい 3. 取り組みたくない 4. 取り組み方がわからない</p>

⑤下の表には、網走市の環境に関する取組の例を示しています。
 あてはまるものをそれぞれ1つお選びください。

<p>●第2期 網走市環境基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> めざすべき環境像の実現に向けて、市民、事業者、行政の役割などを示す、網走市の環境に関する基本的な計画です。 現在「第3期網走市環境基本計画」の策定に向けて、今年度から検討を行っています。 	<ol style="list-style-type: none"> 内容をよく知っている 内容をある程度知っている 聞いたことがあるが内容は知らない 聞いたことがない
<p>●網走市地域再生可能エネルギー導入戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーが網走市内でどのくらいあるか把握し、導入目標の設定、2050年の二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すための取組を設定しています。 	<ol style="list-style-type: none"> 内容をよく知っている 内容をある程度知っている 聞いたことがあるが内容は知らない 聞いたことがない
<p>●網走市ゼロカーボンシティ宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> 網走市では2050年の脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けた取組の強化を図るため、2023年6月に、2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。 <p>※脱炭素社会とは：二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会のこと</p>	<ol style="list-style-type: none"> 内容をよく知っている 内容をある程度知っている 聞いたことがあるが内容は知らない 聞いたことがない
<p>●あばしり電力株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> 2022年4月に、再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素排出量を削減することを目的に、自治体新電力となる「あばしり電力株式会社」を設立し、2023年4月より太陽光発電事業を開始しました。 	<ol style="list-style-type: none"> 内容をよく知っている 内容をある程度知っている 聞いたことがあるが内容は知らない 聞いたことがない

⑥これからの網走市の環境を守り育てるためにあなたが取り組みたいことやアイデア、市への要望を教えてください。（自由記述）

(1) 性別・年齢

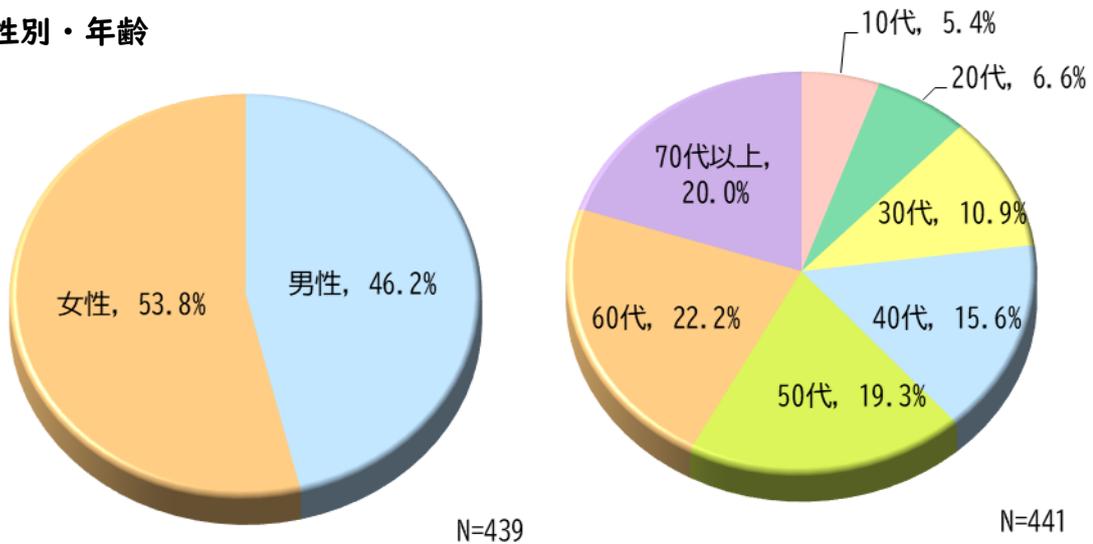


図 5-1 回答者属性 (性別・年齢)

(2) 網走市の環境に対する満足度

網走市の空気や水、森林など自然に対する満足度が比較的高くなっています。また、ごみの減量化・リサイクル、海・川・湖のきれいさ、情報発信・意識啓発に対する満足度が比較的低くなっています。

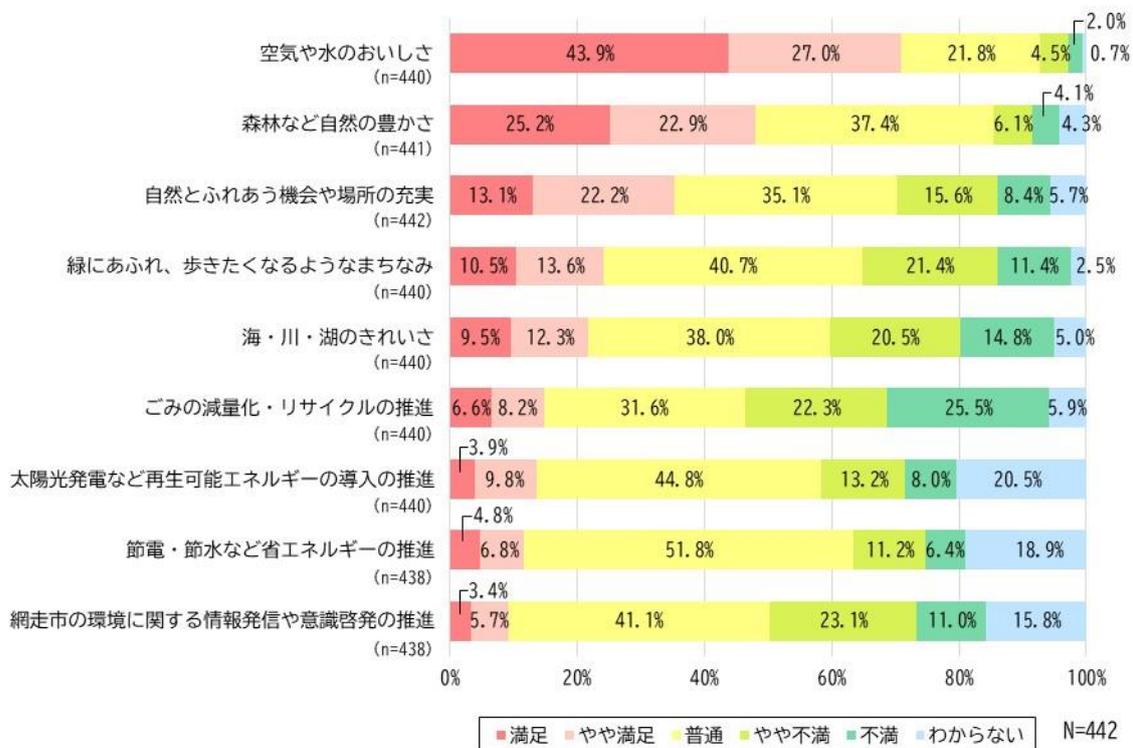


図 5-2 網走市の環境に対する満足度

(3) 環境を守ることに繋がる行動の実践状況

自ら日常生活の中で行えることについては、ほとんどの市民が実践しています。

一方、イベントへの参加、公共交通機関の利用、設備導入といった+のアクション（行動へのハードルが高いもの）は「取り組みたいと思わない」や「どのように取り組めばいいかわからない」が多くなっています。

「今後取り組みたい」層の行動を促進し、「どのように取り組めばいいかわからない」層に情報提供する工夫が重要です。

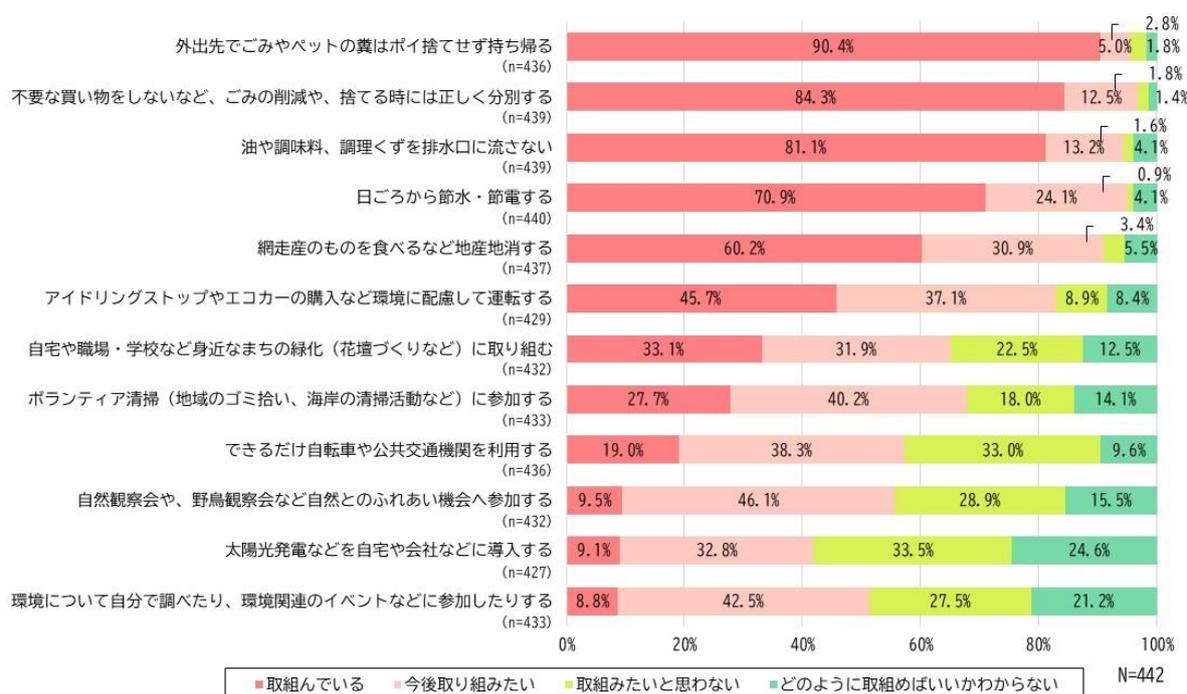


図 5-3 環境を守ることに繋がる行動の実践状況

(4) 網走市の環境に関する取組の認知度

いずれの取組も「聞いたことがない」とする市民が半数を占めています。現状では日常生活の中で計画そのものに触れる機会は少ないと考えられ、行動変容につながるような情報提供のあり方も含めて対応を検討することが重要です。

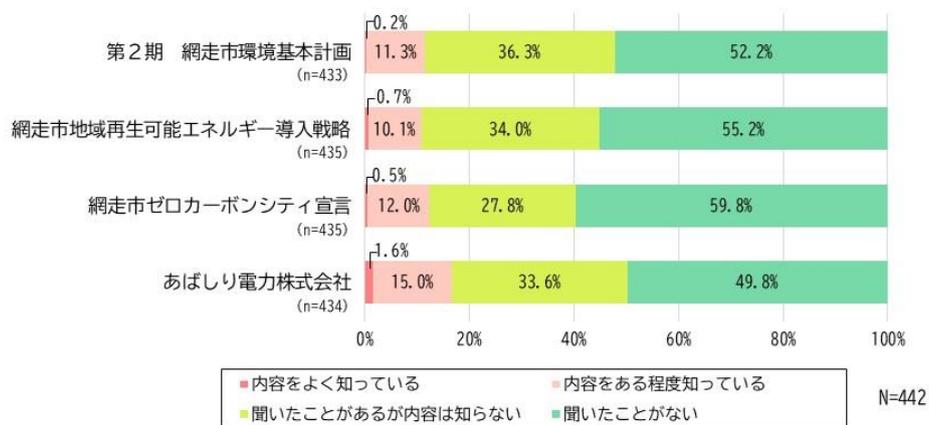


図 5-4 網走市の環境に関する取組の認知度

(5) これからの網走市の環境を守り育てるためのアイデア、市への要望

①ゴミに関する意見 (62 件)

- ゴミのポイ捨て問題
- ゴミの分別方法の複雑さ
- ゴミの減量に向けた工夫 (レジ袋を市のゴミ袋に など)
- ゴミの埋め立て場の問題

②取組の情報発信に関する意見 (25 件)

- イベントなどへの参加希望 (ゴミ拾いイベント、会社と連携 など)
- 環境の取組の情報発信 (HP、SNS、FM ラジオの活用、動画、老人会の活用、学校の授業 など)

③身近な環境・生活面に関する意見 (26 件)

- 公共交通の利便性向上 (利用したくてもできない、ドライバーの人材確保、車両のバリアフリーなど)
- 悪臭への対策 (川、農地など)
- 生物多様性保全、景観保全に向けた取組の必要性 (樹木の伐採)

④エネルギー (太陽光パネルなど) に関する意見 (6 件)

- 太陽光発電の景観、廃棄問題

⑤その他意見 (18 件)

- アンケートの内容、まちづくりへの想い、個別の施設に関する要望・指摘など

4 現況データ

(1) 温室効果ガス排出量



図 5-5 網走市の温室効果ガス排出量の推計

【出典】網走市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

(2) ごみ

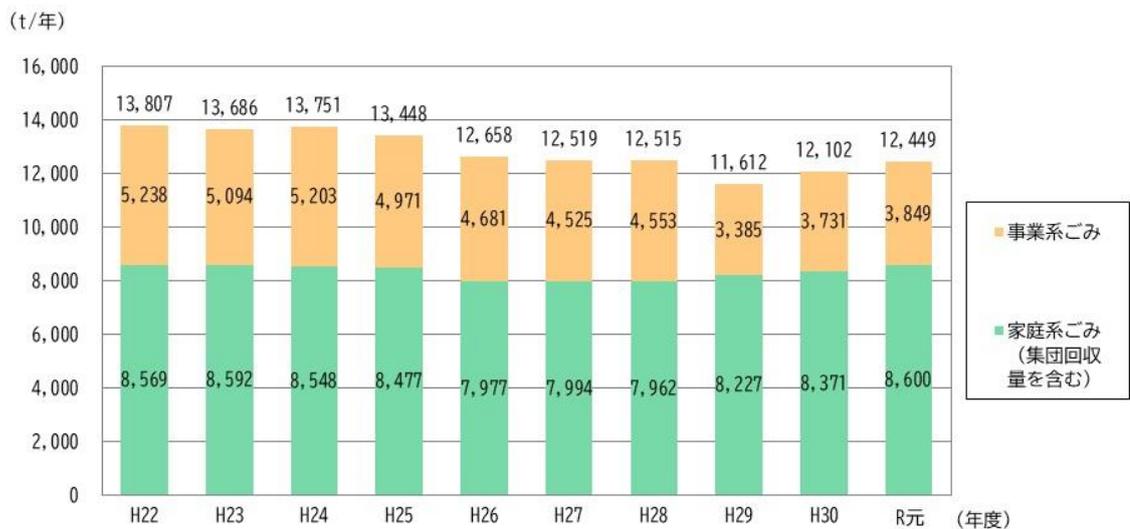


図 5-6 網走市のゴミ排出量の実績

【出典】網走市一般廃棄物処理基本計画書

(3) 水質・土壌

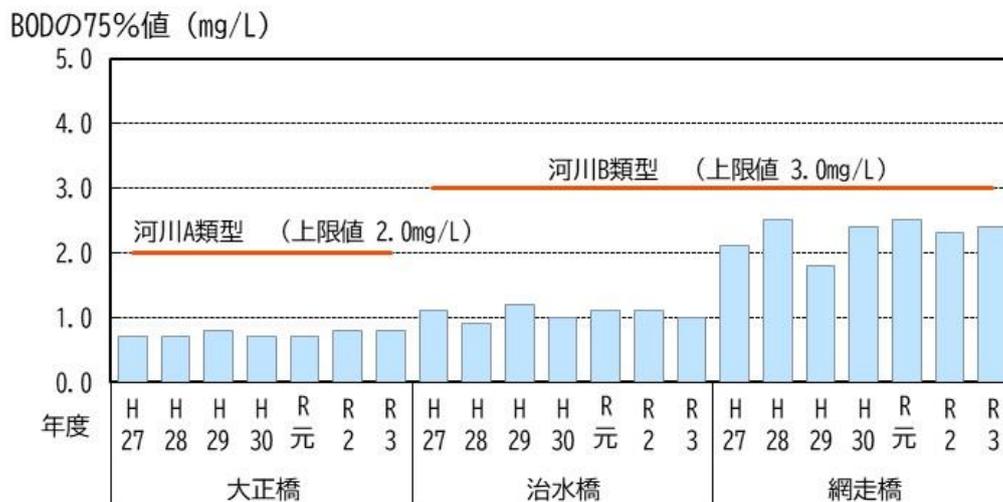


図 5-7 網走川の水質

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

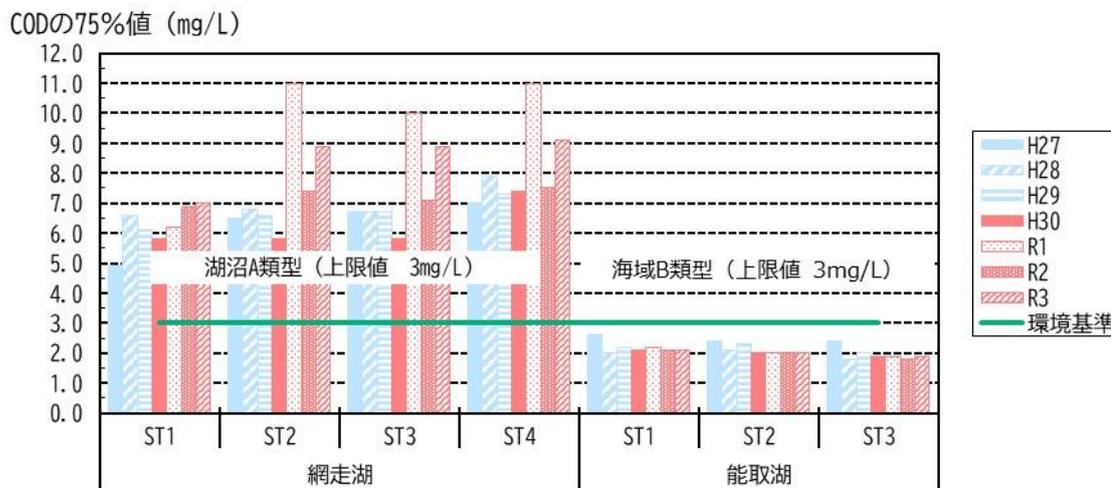


図 5-8 網走湖の水質

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

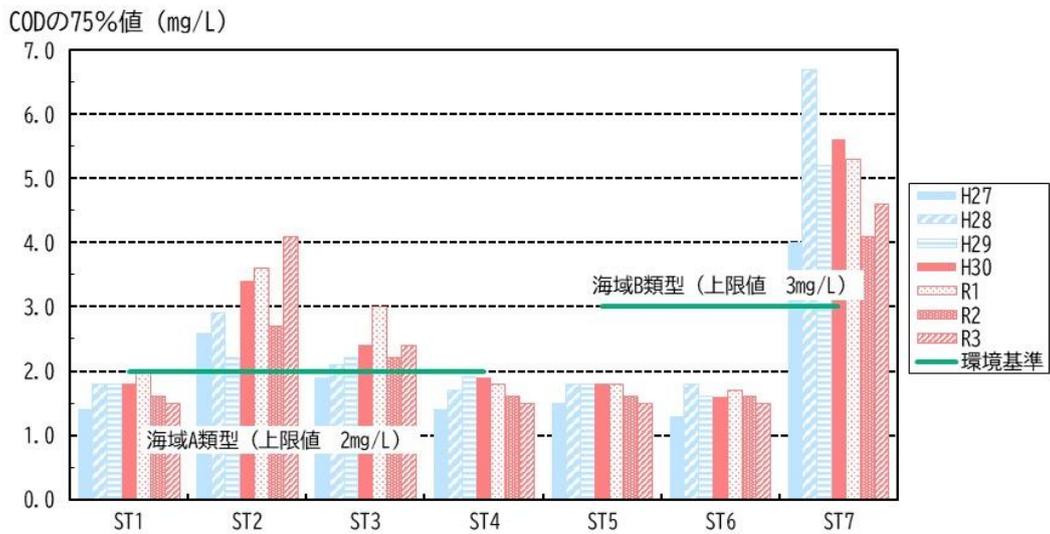


図 5-9 網走海域の水質

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

表 5-3 ダイオキシン類調査測定結果

区分	地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
		令和2年度	令和2年度
網走川	治水橋	0.069	1.1
網走湖	ST2 (開発局)	0.069	4.1
環境基準		1	150

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）

(4) 公害・苦情

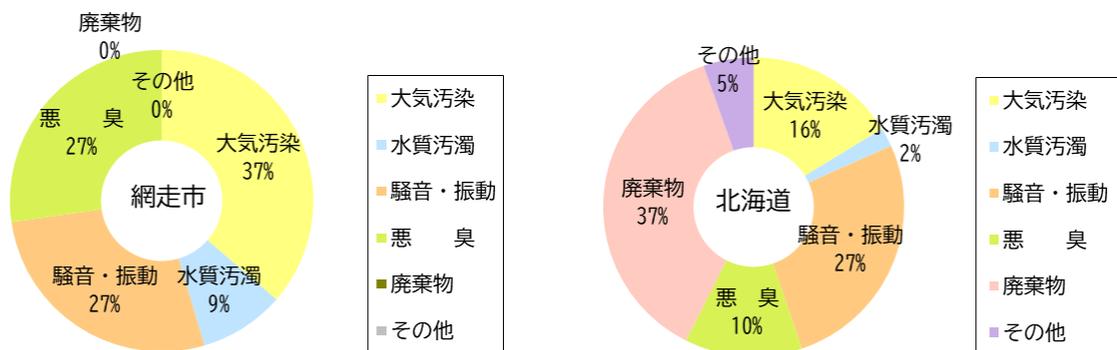


図 5-10 網走市と北海道の種類別公害苦情割合（平成27年度～令和3年度の平均）

【出典】網走市環境白書（第2編）（令和4年度）、北海道環境白書’23

5 環境基準

(I) 大気汚染に係る環境基準

表 5-4 大気汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	
2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。	
3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。	
4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	

【出典】昭和48年5月8日 環境庁告示第25号（改正：平成8年 環境庁告示第73号）
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号（改正：平成8年 環境庁告示第74号）

表 5-5 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

項 目	基 準 値
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。	
2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

【出典】平成9年2月4日 環境庁告示第4号（改正：平成30年 環境省告示第100号）

表 5-6 ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

【出典】平成11年12月27日 環境庁告示第68号（改正：平成21年 環境省告示第11号）

表 5-7 微小粒子状物質に係る環境基準

項 目	基 準 値
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

【出典】平成21年9月9日 環境省告示第33号

(2) 水質汚濁に係る環境基準

表 5-8 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102（以下、「規格」）43.2.1、43.2.3、43.2.5、又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>

【出典】昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（改正：令和3年 環境省告示第62号）
（水質汚濁に係る環境基準の出典については以下同じ）

表 5-9 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。(湖沼もこれに準ずる)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測ができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる)
- 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない程度

イ.

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚 仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域の うち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

表 5-10 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖））

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—
<p>備考</p> <p>1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1,2,3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行なうものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行なうものをいう。）
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩などを含む）において不快感を生じない程度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

表 5-11 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア.

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	

備考

1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌群数 20CFU/100mL 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ.

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海域植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水生生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

(3) 地下水の汚濁に係る環境基準

表 5-12 地下水の汚濁に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【出典】平成9年3月13日 環境庁告示第10号（改正：令和3年 環境省告示第63号）

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

表 5-13 土壌の汚染に関する環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては別表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

【出典】平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号（改正：令和 2 年 環境省告示第 44 号）

(5) 騒音に係る環境基準

表 5-14 騒音に関する環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【出典】平成10年9月30日環境庁告示第64号(改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

表 5-15 騒音に関する環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に関する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

【出典】平成10年9月30日環境庁告示第64号(改正：平成24年3月30日環境省告示第54号)

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 5-16 騒音に関する環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

【出典】平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号(改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号)

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

表 5-17 ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(別に定める測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

【出典】平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号(改正：令和 4 年 環境省告示第 89 号)



第3期 網走市環境基本計画

令和6年(2024年)3月

発行 網走市

編集 市民環境部生活環境課

〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目

TEL:0152-67-5418(直通)

FAX:0152-43-5404(代表)

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>
